

# 新庁舎

— その6 —

今月は、第2回新庁舎建設町民懇話会を開催し、委員の皆さんから出された意見や要望と、対応などについて掲載するほか、「新庁舎建設 町民説明会」の開催についてお知らせします。

## 第2回 新庁舎建設町民懇話会

町では、新庁舎に関する幅広い分野の意見を基本設計へ反映させるため、町民の皆さん、各種団体および区長会の代表の方々などで構成する『新庁舎建設町民懇話会』の2回目の会議を10月7日に開催しました。

当日は第1回懇話会にて説明した内容に対する意見を集約し、その意見等への対応を説明しました。その一部をご紹介します。



▲第2回懇話会の様子

## 懇話会でこれまでに出された『ご意見・ご要望』と、その対応

### 庁舎の規模

**人口減少、高齢化が進む中、人口1万人程度の町の規模を想定して建設するべきでは？**

町の規模に加えて、利用者数、職員数なども考慮し、必要な機能を備えた無駄のないコンパクトな庁舎を目指します。

**面積が縮小されているが、どのような見直しをしたのか**

各室や、共用部分の必要性の検討を行いました。共用できる会議室は共用し、各室の稼働率を上げるよう精査しました。

### 建物全体

**町有林を活用してほしい**

内装の木質化を図ります。町有林については、これから木材調査を実施します。

**災害時には拠点施設となるので、強固な庁舎にしてほしい**

耐震性を十分に確保する建物とします。

**町民の身の丈に合った建設費であって欲しい**

**コストダウンのために、中途半端な庁舎にはしないでほしい**

耐震性などの必要な機能を備えつつ、無駄なく、華美でないコンパクトな庁舎を目指します。

### 既存施設の活用

**保健福祉支援センターや上水道事務所、議会棟はまだ活用できるのでは？**

現在、町の行政機能は広範囲に点在しており、来庁者から「転入手続きや相談などを行う際に不便を感じる」との意見が多く寄せられています。こうしたことから、福祉保健課、上下水道課をはじめとした行政機能を新庁舎に集約し、窓口のワンストップ化により、利用者へのサービス充実を高めていきます。

議会棟は、耐震性が有ると判断されていますが、建設から38年が経過し、建物自体の経年劣化やバリアフリーに対応していないことから、新庁舎として整備します。

# 新庁舎建設 町民説明会 を開催します

町では、新庁舎整備の基本理念である「人や環境に優しく、町民の安全と安心を支える庁舎」を目指し、新庁舎建設基本設計に取り組んでいます。

このたび、新庁舎の建物位置や、規模、庁舎内に配置する執務室や会議室、町民の皆さまの利用スペースなどについて、次のとおり町民説明会を開催します。

- ◇日時 令和元年12月4日(水)、7日(土)  
午後7時30分～ ※両日とも内容は同じです。
- ◇会場 町民会館 3階ホール
- お問い合わせ 管財課 施設整備担当 ☎ 22-7206



## 建物の配置・道路

### ● 現庁舎南から南側駐車場に建設してはどうか

庁舎南側に建設する案も含めて検討を重ねた結果、南側に建設する案はサーバー室移転に係る費用や隣地との距離が近いこと、日影の影響などを考慮すると適した配置ではないため、現庁舎の東側駐車場へ建設する案としました。

## 外構・駐車場

### ● 障がい者用駐車スペースには屋根、正面玄関までのアーケードも設置してほしい

### ● 広い駐車場を利用し、大規模災害時に対応できる機能の確保を考えてほしい

設計を進める中で検討します。

## 各部屋の配置・空間や設備

### ● 1階は来庁者が多いフロアなので、利便性に富むワンストップ方式の窓口を 窓口やカウンターは設計を進める中で検討します。

### ● オストメイト対応のトイレの設置、車いす対応のカウンターと設置位置の検討、聴覚や視覚障がい者にも対応した案内表示を要望したい

ご意見のとおり対応します。

### ● 議場は、子どもたちが傍聴学習することもあるので、机が収納できる椅子が必要 設計を進める中で検討します。

## 事業全体のこと

### ● 危機管理上、町民のためにもできるだけ早く耐震性能を有する庁舎を備えることは重要 財源には国の有利な制度を活用していくべき

- お問い合わせ 管財課 施設整備担当 ☎ 22-7206

● お問い合わせ  
都市整備課 計画公園担当  
☎ 22-7214



▲大法師公園案内図

管理手法です。

※パークPFI制度とは…  
2017年の都市公園法改正により設けられた民間資金を活用した都市公園の新たな整備・

大法師公園の管理運営  
事業者を公募します

町では、桜の名所である大法師公園の魅力向上を図るため、パークPFI制度を活用し、新たな公園施設の設置および管理運営を行う事業者を公募します。詳細は、HPで公表する「大法師公園便益施設等整備事業公募設置等指針」をご覧ください。

HPには11月1日から公表します。

※公表時期は変更となる場合があります。